

## 基町駐車場及び中央駐車場の回数券等の精算方法について

- 1 広島市が発行した回数券等の取扱いについて
  - (1) 平成22年3月31日までに広島市が発行した回数券及びプリペイドカードは、指定管理期間中も使用できることとする。
  - (2) 広島市が発行した回数券及びプリペイドカードの利用分については、販売額(券面額×10/11)を納付金から差し引く方法により毎年度精算することとする。なお、円未満は切捨てとする。
  
- 2 前指定管理者が発行した回数券等の取扱いについて
  - (1) 平成27年4月1日から令和2年3月31日までに各駐車場の前指定管理者が発行した回数券及びプリペイドカードは、有効期限(令和3年3月31日)までは各駐車場において使用可能として取り扱うこととし、当該回数券等の使用に係る精算は各指定管理者間で行うこと。
  - (2) 定期駐車券は、通用期間が1か月間のものを発行することができるため、令和2年3月発行の定期駐車券については、発行時の条件に応じ、4月分の使用に係る精算は前指定管理者と行うこと。
  
- 3 指定管理者が発行する回数券等の取扱いについて
  - (1) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数券及びプリペイドカードの使用期限は令和8年3月31日とする。指定管理期間終了後の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に使用された回数券及びプリペイドカードについては、次期指定管理者と精算を行うこと。
  - (2) 定期駐車券については、次期指定期間まで通用期間があるものは、次期指定管理者と精算すること。